議会運営委員会会議録(令和3年9月3日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和3年9月3日(金) 招集場所 議員協議会室

出席委員

 委員長
 山下正敏
 副委員長
 鷹野正志

 委員
 嘉喜山茂
 委員
 石川秀夫

 委員
 金繁典子
 郵須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原田達也 副議長 佐々木 史仁

傍聴委員外議員

議 員 少 林 法 子

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

(総務課)

課 長 浅海宏貴

(企画財政課)

課 長 立 花 慶 司

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) その他

開 会9時57分閉 会11時01分

- ○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと5分ほど早いんですが、全員そろいましたので、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。まず、委員長、挨拶お願いいたします。
- 〇山下委員長 皆さん、おはようございます。9月定例会は決算議会です。慎重に審議をしていただいて、そしてまた建設的な意見を出していただいて、来年は、来年の4月の、来年3月の当初予算に反映する意見を出していただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、協議に入ります。まず初めに議事日程について、会議録署 名議員は、10番の佐々木議員、11番の中野議員。

続きまして、会期の日程は8日間、9月10日から9月17日までとしたいんですが、これでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、諸般の報告、議長の活動状況報告、例月出納検査報告、請願・陳情の 取り扱いは、9月10日の初日に行います。所管事務調査の件、委員長報告は、総務文教常任 委員長、石川委員長、産業厚生常任委員会委員長、鷹野委員長が9月10日、初日に報告を行 います。

続きまして、一般質問の方法についてですが、通告順で行います。 1、尾崎議員、2、吉田議員、3、池田議員、4番目に少林議員、5番目、金繁議員、6番目、石川議員と順番で行います。

続きまして、説明用資料持込み使用申出について、金繁議員から資料パネル1枚の申出がありました。資料は、申出のとおり、確認事項、留意事項を守って使用していただくということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 はい、そうしていただきます。

質問者が6名のため、別に、すいません、今回は質問者が6人おります。初日に行うとまた 最後、56号議案か、多分7時ぐらいまでかかると予定されるんですが、これを別日程とする か、初日に6名を行い、強行で遅くなってもやるか、これを協議してもらいたいんですが。 石川委員。

- ○石川委員 前回も7時過ぎまでかかったということで、時間的な余裕も考えて、やっぱり別日程が望ましいんじゃないかと思います。
- ○山下委員長 ただいま石川委員から意見がありましたが、これ、別日程で調整するということでよろしいですか。

金繁委員。

- ○金繁委員 はい。別日程でもいいんですけど、確かにね、7時までかかったら大変なんで。で、 別日程にする場合、その次の日っていうことになるんですかね。
- ○山下委員長 別日程が決まってから、その日は後でまた協議します。 別日程でやるということでよろしいですか。

金繁委員。

- ○金繁委員 これまでは一旦最後の議員までやるという見込みでやっておいて、で、5時過ぎるようであれば今日はここまでと、いうふうにしていたと思うんですけど、それではまずいんですかね。
- 〇山下委員長 その方法もあるんですが、まず時間的に見ても5時までには終わることができない。 6時までにも終わることができないと思われるので。もう無理して、会期があるんでは無理してやる必要はないんではないかと私は思っております。

(発言する者あり)

〇山下委員長 それでは日程ですが、初日、6人おりますので、これ私の意見ですが、初日3人、

池田議員までを初日やると。それで、次の日ということは月曜日ですね、13日の月曜日に4番目の少林議員から3人やって、その後ずっとその後続いて審議に入りたいと思うんですが、いかがですか。

はい。

- ○金繁委員 月曜日は決算の。
- 〇山下委員長 いや、決算を1日ずらしてすいません、決算を14日にして、決算を1日ずらして 13日に残りの一般質問と後の、それでよろしいですね。そういう方向でいきたいんですが、 いかがですか。

(発言する者あり)

- ○山下委員長 はい、那須委員。
- ○那須委員 6月はネットで見ていたんですけれども、非常におかしな感じで、延長延長ということで、今の委員長の御提案は私も賛成なんですが、3人で切りじゃなくて、議場の運営は議長に任しておりますので、今日は4人ぐらいいけるなと思ったら4人ぐらいやって、別に3人にこだわる必要は私、特段にはないと思うんですよ。その辺はまた議論していただきたいんですが。

それと、12月と3月の定例会もおおよその日程は決まっておりますので、今後のこともありますし、金曜日が初日であるならば、月曜日は予備日ということで何も入れないということをしてもらわないと、今回なんかは、もうその予備日の予定がなかったもんですから、月曜日には議員協議会で、で、火曜日、水曜日は例月出納検査を入れとるんですよね。で、それはずらさんといけんなってきとるので、そういうことがありますから、今後のためにも必ず予備日はつくっておいて、そこがたとえ一般質問が少なかっても、もう予備日として置いといてということでスケジュールを組まないと、ちょっと、その都度その都度議論するというのはおかしいので、その辺はまた御配慮願えたらというふうに思うんですが。

- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 今、3人で切るって言うたんやけど、やっぱり時間ぎりぎりまで何人いくか分からないし、下手したら6人いくかも分からんし。ほんで、その時間に合わせて、もう議長の判断で5時以降になるようであればそこで切るとか、それで初日して、あと残り月曜日っていう、そういう方法がいいんじゃないかなとは思うんですけど。
- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○**嘉喜山委員** 私もやはり何番までじゃなくて、できる範囲やって、基本はその日の16時までということで、延長しても1時間ということでやったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。
- 〇山下委員長 これ委員の皆さんの意見なんで、別に委員の皆さんが初日にやれるとこまでやってって言うんやったらそれでもよろしいんです。皆さんで協議していただいたら、最終的には議長の判断なんで。

金繁委員。

- ○金繁委員 私は、どちらでもいいって言ったらあれですけど、構わないと思いますが、ただ一つだけ、議長判断ではあるんですけど、13日に全協をね、決算の後にするということになっているので、それが変わるのであれば事前に町民の方にも知らせないといけなくなるんで、そこ、やっぱりその全協は、時間、日時はしっかりと時間も含めて決めておかないといけないと思いますので、その点だけやっぱり動かないようにしっかりと決めていただければ私はどちらでもいいです。
- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 今の御意見ですと、あらかじめ余裕を持って、やっぱり決めておかないと、後ろのその全協の日程も含めて、ずれ込むような話にもなろうかと思うんで、それはもう別日程でやっていったほうが、余裕を持って議会が運営できるんじゃないかなというふうに私は思っており

ます。

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 一点だけ確認をさせていただきます。今のお話ですと、14日に決算審査が移行する可能性があるという話でありましたけども、そうなった場合、少なくとも決算認定の提案説明までをしていただく必要があります。そうなった場合、例えば初日に6人、例えば時間内に一般質問が終わりました。その後、議案審査が始まっていくわけなんですけども、その議案審査が翌、例えば13日に朝から始まった場合は、決算認定まで終わらしても午前中までに終わってしまうとか、1時間程度で終わってしまうとか、そういった可能性もありますので、一応その辺りの時間配分についても考慮していただければというふうに考えております。以上です。
- 〇山下委員長 今、本多局長からの意見がありましたが、皆さん、何か意見ありませんかね。 金繁委員。
- ○金繁委員 ないようなので、私は先ほどどちらでもという意見でしたけど、先ほど那須委員がおっしゃったように、いろいろとその後の予定に影響が及んできて、その関係者の方にも御迷惑かけることになるので、これまでどおりできるとこまでやるというのでいうほうに、私、今回はします。
- 〇山下委員長 那須委員からも、もうこれ日程がある程度決まって、その月曜日、火曜日か、火曜日に監査のほうを予定しとるということなんで、これ今一応提案したんですが、その日に、6月定例やないけどもうやると。 はい。
- ○那須委員 ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、おそらく予備日をつくって月曜日に一般質問の残りをやるだろうと。人数的に多ければ。ということで、今回、例月出納検査をずらしましたので、もう既にずらしましたので、だから、火曜日、水曜日の予定が水曜日、木曜日というふうになっておりますので、月曜日、火曜日は空いております。
- 〇山下委員長 今後、日程で、本当、予備日を1日必ずつくって、そういう方向でいくことでよろ しいですか。

局長、次から予備日を1日入れるということで。初日、2日目を予備日にするということで。 確認ですが、初日に3人、3人一般質問します。それで、次の日の13日の月曜日に4人目 から3人一般質問をして、その後議案の審査に入るということでよろしいですか。それなら定 刻に終わると思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 別にその3人にこだわらなくても、別に4人やっても、かんまんので、そこだけちょっと決めてほしいと思います。

(「議長の意見を聞かせてください」の声あり)

- 〇山下委員長 原田議長。
- ○原田議長 先ほど、本多事務局長も言うたように、やっぱり2日目の日程の時間の配分というのはどうしてもあるんで、できれば2日目に何人かの一般質問やって、ま、初日は私も3人ぐらいでいいんじゃないかなというふうに思うんですけどね。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 すいません。大体これまでの一般質問の感じだと、5人は5時までにはいけるので、もうちょっと、できるだけ1日目にやっといたほうが、やっぱりね、決算、全員協議会がどれだけになるかが分からないので、やっぱりやれるものは先にやっとったほうがいいのかなという気はしますけど。

(発言する者あり)

○金繁委員 いや、全協というか、その決算審査という、全協ですよね。

(発言する者あり)

- ○山下委員長 決算審査は別の日なんで。問題ない。10時からやるんで。
- ○金繁委員 はい、じゃあいいです。
- 〇山下委員長 はい、どうぞ。
- ○金繁委員 はい。ただ、決算審査なんですけれども、去年まで2日間やなかったですかね。 (発言する者あり)
- ○金繁委員 予算、決算は1日ですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員 そうなんですよ。決算が終わらなかったらっていうこともあると思うんですよ。特に、その、新人議員さんが多くなったので、いろんな質問が出てくる可能性もあるじゃないですか。そのときに後ろにずれ込んだらまた監査のほうに迷惑かけるんで。

(発言する者あり)

- ○金繁委員 じゃあ、決算審査長引いたら、その次の日、水曜日まで流れ込むということもあるっていうことですか。
- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 当然ずれ込みますし。で、監査のほうは別にまた日を設けても構わんわけですけど、この日にやらんといけんというのまではないんですよね、目安として、そうなんですよ。ですから、別に長くやれば、腹一杯やってもらったらいいわけで、僕はそう思いますけどね。でも、本来、決算も2日やるべきだったと思いますけどね。
- ○山下委員長 原田議長。
- ○原田議長 事務局長、この決算の審査、前、ずっと前は2日間でやりよったの。それを1日にしたというのは、これどういった理由やったんかな、ちょっと私、記憶にないんやけど。

(発言する者あり)

〇山下委員長 ちょっと私の感覚で、私の感覚で言えば、今まで2日にしとって、とにかく2日目 の特別委員会、ほとんどもう質疑もなくて、あっという間に、10時からやっても終わるので、 それならもう2日も1日にしようということで、これ短縮したのが事実だと思います。意味は なし。もう三、四年か、四、五年前ぐらいから。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 いや、暫時休憩やないよ。
- ○鷹野副委員長 ちなみに昨年度、この決算審査会、何時に終わっています。
- 〇山下委員長 本多局長。
- ○本多事務局長 はい、午後4時だそうです。
- 〇山下委員長 そしたら、もう一般質問の取扱いについてはそれでよろしいですか。

(「3人っていうことですね」の発言あり)

〇山下委員長 そこはもう議長に任して。

(発言する者あり)

〇山下委員長 3人でよろしいですか。はい。

続きまして、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものは27案。報告2案、条例の改正4案、同意1案、承認1案、補正予算3案、計画1案、決算認定11案、諮問2案、その他2案。

理事者提案に係る議案について説明を求めます。

最初に、総務課長から、条例の関係その他の議案についての説明をお願いします。 浅海総務課長。

○浅海総務課長 それでは、私のほうから説明する議案については、少し少ないんですけど、日程順に議案の概要のみ説明をさせていただきます。

報告第6号、第7号を飛ばして、承認第7号、専決処分第7号の承認を求めることについて、 御説明をいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本年9月1日から施行されることとなり、愛南町個人情報保護条例等の改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により、令和3年9月1日付で専決処分をしたので、提案するものであります。

主な改正点といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、関係条例中の引用条項の条ずれ、また、マイナンバーカード再発行事務の法整備による手数料徴収条例の関係条文の削除などであります。この条例は、令和3年9月1日からの施行としております。当日は、私が説明を行います。

次に、認定第1号から第51号議案を飛ばしまして、第52号議案、愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

この条例改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び省令が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するため、提案するものであります。

主な改正内容につきましては、根拠となる法律名の改正及び本条例の対象となる地域を「過疎地域」から「市町村計画に記載された産業振興促進区域」に改め、対象となる事業に「情報サービス業等」を追加、課税免除の期間の規定を改めるものであります。この条例は、令和3年4月1日から施行としております。

次に、第53号議案、愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

この条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことにより、本条例の一部を改正するため、提案するものであります。

主な改正内容につきましては、施設の設置期限について、基本計画の同意の日から「起算して5年以内」を「令和5年3月31日まで」に、課税免除の期間の規定において「課税免除をした」を「固定資産税を課すべきこととなる」にそれぞれ改めるものであります。この条例は、公布の日から施行することとしております。当日は、この2議案について、山本税務課長が説明を行います。

次に、第54号議案、愛南町子ども医療費助成条例の一部改正について、御説明をいたします。

この条例改正につきましては、先般の議員全員協議会において担当課長から説明を行っていますので、私からの個別説明は割愛させていただきます。当日は、中田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第55号議案、愛南町立学校設置条例の一部改正について、御説明をいたします。

この条例改正につきましても、先般の議員全員協議会にて報告をいたしました、僧都小学校の閉校に伴う条例改正であります。僧都小学校を閉校し、城辺小学校に統合することで、僧都小学校を削除するものであります。当日は、岩井学校教育課長が提案説明をいたします。

次に、補正予算3議案、飛ばしていただき、第59号議案、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について、御説明をいたします。

これは、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を、共同処理をしておりますいわゆる交通災害共済事務から脱退させるため、組合規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、第60号議案、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、ですが、ただいまの西予市の脱退に伴い、共同処理に係る一切の財産について、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるため、議会の議決を求めるものであります。

当日、この2件は、私が説明を行います。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

諮問第1号は、御荘地域の現委員として御活躍いただいております、宮下照氏が、12月31日をもって任期満了となることから、後任候補者として、同地域の、井村光男氏を推薦するものであります。

次に、諮問第2号は、西海地域の委員として御活躍いただいておりました、村上一志氏が本年6月末で辞任されましたので、後任候補として、同地域の、松井正彦氏を推薦するものであります。

次に、同意第2号、愛南町教育委員会委員の任命について、御説明をいたします。

現在、愛南町教育委員会委員は4名を任命しておりますが、今回、大野甲子彦委員が11月 15日をもって任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号、諮問第2号及び同意第2号の3議案につきましては、議案に掲載する個人情報項目の見直しによりまして、議案には氏名のみとさせていただいております。

なお、氏名以外の経歴等につきましては、本会議当日、参考資料として配付をいたしますが、 本日は、タブレットにタイトル、参考資料、経歴書として掲載をしておりますので御確認くだ さい。この3議案については、当日、清水町長が提案を行います。

以上で説明を終わります。

〇山下委員長 ただいま総務課長からの説明が終わりました。まず、質疑の前に、総務課長から諮問第1号、第2号、同意第2号について説明があったとおりですが、参考資料の取扱いについて、令和3年2月の議員全員協議会で、議案には、氏名のみ、住所や経歴など候補者の適否を判断する上で必要ない事項は参考資料として掲載し、当日配付となったのは、議会から提案があってのことですが、この参考資料の取扱いについてお伺いします。

案が3案あるんですが、議案と一緒に参考資料も紙配付をする。続きまして、参考資料は当日配布する。参考資料は当日配布して回収してもらう。この3つの案があるんですが、いかがですか。ちょっと意見をお伺いします。

当日配付して回収するのか、で、参考資料も紙配付して持ち帰れるよう委員会中に準備するのか。

はい。

- ○金繁委員 すいません。もう一度お願いします。
- 〇山下委員 最初に、議案と一緒に参考資料も紙配付する。参考資料は当日配付。参考資料は当日 配付して回収してもらう。最初のは事前ということですね。

委員の皆さんの意見を。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私は事前配付の1番が。はい。

ちょっと質問なんですけど。このタブレットに入れない理由って何かあったんですか。特に 紙であってもタブレットであっても問題ないんじゃないかなと思うんですけど。

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 個人情報の入った議案については、全て紙で配付するということで申合せで決まっていたかと思います。

以上です。

○山下委員長 申合せ事項で。よろしいですか。 金繁委員。

○金繁委員 今の嘉喜山委員の御意見に、なるほどと思ったんですけど、その紙で配付するほうが、

むしろその紙がどこかに紛れ込んでいく可能性もあって、タブレットですと、一応その議員自身がパスワードを入れて見ないと見れないものなので、そちらのほうがむしろ安全ではないかと思います。

で、もちろん、その個人情報ですから、守秘義務っていうのは私たち一人一人にあるので、 それがタブレットであろうが紙であろうが、守秘義務はあると思うんですけれども、やっぱり 事前に見せてもらったほうが、そのほうがどういう方かっていうのも、やっぱり思料できる時間ができるので、現場でぱっと渡されるとそれ思料できないですよね。ですので、私も嘉喜山 委員と同じく、事前に両方頂けたらと思います。

- 〇山下委員長 これ、議会からの要望で参考資料として掲載し、当日配付ということになったので、 事務局はそのとおり準備してきたので。これやっぱ委員の皆さんがそういうことであれば、ま た考える余地もあると思います。皆さん、今の意見いかがですか。 那須委員。
- ○那須委員 はい。一生懸命全議員が考えてこういうふうにしようということになって、このままなんですけれども、紙ベースでしたら、ひょっとしたらですよ、公表したらいけない、回収すべきものというふうな判断があった場合は、紙は回収できるんですけれども、タブレットに入れたらなかなか削除しにくいので、そういう配慮もあったんだというふうにあのときは私も判断しました。ですから、紙ベースで回収する可能性も考慮して紙ということにしたんだというふうに思いますけども。
- 〇山下委員長 そしたら、当日配付して。 あ、何。何。
- ○金繁委員 分かりました。那須委員のおっしゃること、分かりまして、私、じゃあそれで、紙でいいとは思うんですけど。嘉喜山委員もおっしゃっていたみたいに、やっぱり事前に今度からはぜひ出していただけたらと思います。やっぱり当日ではすぐには分からないですので。
- ○山下委員長 紙ベースで出すと。これ、委員の皆さんの意見なんで、今回はできないんですけど、 この議会運営委員会で決めたらそれは可能ですよね。問題はない。 本多局長。
- ○本多事務局長 事前に、今回でも対応できますので。 はい、以上です。
- ○山下委員長 そしたら、事前に配付して当日回収するということでよろしいですか。はい。それでは、そういたします。

それでは、総務課長から報告がありましたので、質疑を受けます。質疑のある方。

はい、ないようですので、次に、立花企画財政課長から報告、決算認定、計画、補正予算関係等の議案について説明をお願いします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

最初に、報告第6号、令和2年度愛南町の健全化判断比率の報告について説明をします。 愛南町の令和2年度の健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、 及び将来負担比率は該当なく、実質公債費比率は8.1%であります。

次に、報告第7号、令和2度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明 をします。

愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率についてですが、上水道事業会計、病院事業会計、 小規模下水道特別会計、浄化槽整備事業特別会計、旅客船特別会計、いずれも該当はありませ ん。なお、この2議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく定例的な報告で あり、係数的に特に問題となる箇所はなく、決算認定議案と同様、既に監査委員の審査に付し て意見を頂いております。当日は、私が説明をいたします。 次に、認定第1号、令和2年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第1 1号、令和2年度愛南町病院事業会計決算の認定についてまでの11件について説明をします。 令和2年度愛南町歳入歳出決算書、及び令和2年度財産に関する調書を御準備ください。

今回についても例年同様、決算の審査会において御審議されるものと推察いたしますので、 ここでは、財産に関する調書の令和2年度会計別決算総括表を基に、概要を説明いたします。 財産に関する調書の25ページを御覧ください。

まず、認定第1号、一般会計についてですが、表上段の中ほど、決算額の欄を御覧ください。 歳入決算額は181億3,105万8,061円、歳出決算額は173億5,671万1, 860円で、歳入歳出差引残額は7億7,434万6,201円となっております。なお、決 算書294ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、この差引残額の中に、翌年度に繰 り越すべき事業の財源の繰越明許費繰越額が1億4,223万3,400円ありますので、実 質収支はこれらを差し引いた6億3,211万2,801円で黒字、この額が翌年度への実質 の繰越額となります。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は31億2,521万4,400円、歳出決算額は30億7,855万2,570円、歳入歳出差引残額は4,666万1,830円で、実質収支も同額で黒字であります。

認定第3号、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額は3億3,008万9,715円、歳出決算額は3億1,980万3,755円、差引残額は1,028万5,960円で、実質収支も同額で黒字であります。

認定第4号、介護保険特別会計については、歳入決算額は32億1,595万4,972円、 歳出決算額は31億8,862万742円、差引残額は2,733万4,230円で、実質収 支も同額で黒字であります。

認定第5号、小規模下水道特別会計については、歳入決算額は1億5,383万6,981 円、歳出決算額は1億3,152万3,601円、差引残額は2,231万3,380円となっております。なお、決算書414ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、この差引額の中に、翌年度に繰り越すべき事業の財源の繰越明許費繰越額が2,100万円ありますので、実質収支はこれを差し引いた131万3,380円で黒字、この額が翌年度への実質の繰越額となります。

認定第6号、浄化槽整備事業特別会計については、歳入決算額は1億5,466万8,127円、歳出決算額は1億5,353万1,849円、差引残額は113万6,278円で、実質収支も同額で黒字であります。

認定第7号、温泉事業等特別会計については、歳入決算額は1億2,667万6,485円、歳出決算額は1億581万3,634円、差引残額は2,086万2,851円となっております。なお、決算書460ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、この差引額の中に、翌年度に繰り越すべき事業の財源の繰越明許費繰越額が19万8千円、事故繰越し繰越額が1,397万9,100円ありますので、実質収支はこれを差し引いた668万5,751円で黒字、この額が翌年度への実質の繰越額となります。

認定第8号、旅客船特別会計については、歳入決算額は2,841万242円、歳出決算額は2,835万5,048円、差引残額は5万5,194円で、実質収支も同額で黒字であります。

認定第9号、公共用地先行取得事業特別会計については、歳入決算額は8,700万円、歳 出決算額は8,700万円、差引残額は0円です。

ここまでの9件の決算認定議案については、早川会計管理者が説明をいたします。 続いて、認定第10号、愛南町上水道事業会計の決算について説明いたします。 別冊の上水道事業会計決算書の7ページ上段、決算額を御覧ください。 収益的収入、水道事業収益は7億2,430万7,772円、下段、その支出決算額、水道 事業費用は6億8,945万1,291円であります。

9ページ上段、決算額、資本的収入は1億6,785万5,000円、下段、資本的支出決算額は3億7,978万1,983円で、支出に対する不足額は、欄外記載のとおり補てんしております。当日は、池田水道課長が説明をいたします。

続いて、認定第11号、愛南町病院事業会計について説明いたします。

別冊の病院事業会計決算書の5ページ上段の決算額を御覧ください。

収益的収入、事業収益は6億6,937万8,198円、下段、その支出決算額、事業費用は6億5,221万2,975円であります。

7ページ上段決算額、資本的収入は927万6,000円、下段、資本的支出決算額は3, 166万1,234円で、支出に対する不足額は、欄外記載のとおり補填しております。当日 は、赤松国保一本松病院事務長が説明をいたします。

次に、第51号議案、愛南町過疎地域持続的発展計画の策定について説明をします。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、時限立法として令和3年4月1日に施行されたことを受け、計画期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする愛南町過疎地域持続的発展計画の策定を進めており、本計画の策定に当たっては、議会の議決を要することから、9月定例議会へ議案を上程するものであります。

次に、第56号議案、令和3年度愛南町一般会計補正予算第6号について、9月補正予算概要説明書により説明をしますので、概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ7億1, 586万2, 000円を追加し、総額を157億136万5, 000円とするものであります。

それでは、主な内容について歳出から説明しますので、8ページを御覧ください。

2款、総務費については、寄附金の増額が見込まれることから、①ふるさと寄附金事業を、地区要望のあった避難路整備のため、④緊急避難道整備事業を、B&G海洋センターの自治体支援事業として、⑥B&G財団災害時相互支援体制整備助成事業等を計上しております。

3款民生費については、利用者の増により、②人工透析患者交通費助成を、保護者の負担を 軽減するため、③特別支援学校寄宿舎生徒送迎事業等を計上しております。

4款衛生費については、対象を高校生等へ引き上げる制度の拡充による、①子ども医療費給付事業を、新型コロナウイルスワクチン接種の事業費増により、②新型コロナウイルスワクチン接種事業等を計上しております。

6 款農林水産業費については、認定農業者を対象に機械施設等を導入する経費を一部助成するため、①担い手総合支援事業を、地区要望に対して実施する、②農道維持補修事業、単独を、水路等の維持補修のため、③水路維持修繕事業、単独を、地区要望外として実施する、⑦漁港施設維持管理事業等を計上しております。

7款商工費については、④一本松地区広場維持管理事業、⑤あけぼのリフレッシュゾーン維持管理事業等を、8款土木費については、地区要望等により、①町道維持整備事業、単独を、 集落・避難路保全斜面地震対策による、③砂防事業、県補助等を計上しております。

9款消防費については、地区要望により、①消防団設備維持管理事業を、10款教育費については、GIGAスクール構想に対応した遠隔学習機能強化を図るため、①学校ICT管理事業を、僧都小学校の閉校記念事業による、②教育委員会事務局庶務事務を、空調改修工事による、⑤御荘文化センター管理運営事業等を計上しております。

11款災害復旧費については、令和3年7月18日豪雨災害で被災した農業用施設、林業施設等の災害復旧工事費等を計上しております。

次に、7ページを御覧ください。歳出予算の裏づけとなる歳入について、主な内容を記載し

ておりますが、主な財源は、地方交付税、各種事業実施に伴う国・県等の支出金、寄附金、前 年度繰越金等となっております。当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第57号議案、令和3年度愛南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明をします。資料は、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表、中ほどのとおり、歳入歳出それぞれ2,017万5,000 円を追加し、総額を32億8,017万5,000円とするもので、主な補正の内容は、電算システム改修委託料、介護給付費準備基金積立金、保険給付費等交付金超過交付返還金であります。当日は、土幡高齢者支援課長が提案説明をいたします。

最後に、第58号議案、令和3年度愛南町小規模下水道特別会計補正予算(第2号)について説明をします。資料は、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表、中ほどのとおり、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を1億4,750万円とするもので、主な補正の内容は、漁業集落排水施設修繕料であります。当日は、山本環境衛生課長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

〇山下委員長 ただいま立花企画財政課長から報告が終わりました。質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで終わります。

続きまして、議会提案に関するものは、初日はございません。

次に、議案の審議方法、一括提案、報告第6号、令和2年度愛南町の健全化判断比率の報告についてと、報告第7号、令和2年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告についての2議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、認定1号、令和2年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定 11号、令和2年度愛南町病院事業会計決算の認定については、続けて11議案の提案説明を 行い、最終日に質疑、討論、採決を別々に行うということでよろしいですか。

〇山下委員長 続きまして、第59号議案、愛媛県市町総合事務組合規約の変更についてと、第60号議案、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分については、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、諮問第1号と第2号の人権擁護委員候補者の推薦については、関連性 があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、決算の認定の質疑の方法。認定第1号、一般会計決算の認定については、歳出は1から4款、6から8款、9款から14款の3つに区切り、それぞれ3回とし、歳入は全般で3回行うことでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、認定第2号、国民健康保険特別会計の認定から、認定第9号、公共用地先行取得事業特別会計の認定についてまでの8特別会計については、歳入歳出全般を通じて行うことでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、認定第10号、上水道事業会計の認定についてと、病院事業会計の認 定についてまでの2企業会計については、決算書全般を通じて行います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下**委員長** 補正予算の質疑の方法、第56号議案、一般会計補正予算(第6号)については、

歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 第57号議案、介護保険特別会計補正予算(第1号)について、及び第58号議案、 小規模下水道特別会計補正予算(第2号)についての2議案については、歳入歳出全般を通じ て質疑を行います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、請願・陳情等の取扱いについて、受理件数は4件です。

別紙請願文書表のとおり、請願が1件出ております。請願第2号、令和元年9月6日発議第2号決議の効力を将来に向けて停止し、愛南町議会の前進・融和を目指す新たな決議についての請願については、総務文教常任委員会に付託をすることでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 それでは、総務文教常任委員会に付託をいたします。別紙陳情等一覧表のとおり、 陳情が3件出ております。陳情等については、現段階では議長預かりとし、趣旨に賛同する議 員においては、所定の賛成者をもって議案として提出するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、その他。追加議案は、理事者議案については。

総務課長、追加議案はいかがですか。

浅海総務課長。

- ○浅海総務課長 追加議案はございません。
- 〇山下委員長 はい、分かりました。議会提案については。 本多議会事務局長。
- ○本多事務局長 先般、8月24日の全員協議会の中で承認をいただいたとおりなんですけども、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、があります。また、議会報告会の関係で議員派遣の件がございます。そして、先般の請願の関係で、委員会の審査がまとまりましたら、意見書が1件出る可能性がございます。また、閉会中の所管事務調査があれば、またこれについても提案させるということになると思います。以上です。
- 〇山下委員長 はい。続きまして、議会運営委員会の開催日は、追加議案があれば9月17日、金曜日、9時に開催をいたします。追加議案がなければ、議会運営委員会も最終日の朝礼もありません。会期中の常任委員会開催日、総務文教常任委員会に請願がありますので、総務常任委員会の開催日の予定はいかがですか。

石川総務文教委員長。

- ○石川委員 9月の10日の、もし時間があれば9月10日に、時間が許せば開催したいというふうに思っております。
- ○山下委員長 一般質問終了後ですね。はい、分かりました。

続きまして、閉会中の常任委員会所管事務調査等ですが、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は、所管事務調査申出書を9月13日、月曜日、17時までに事務局に提出をお願いします。

続きまして、議員全員協議会、9月14日、火曜日、午前10時より、1日ずれましたが決算審査会を行いますので、開催するということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 時間割表を御覧ください。

決算審査は、議長の進行により、財産に関する調書は全般を通じて質疑、一般会計について は歳出決算の事項別明細書により款を追って、歳入決算は全般を通じて質疑、特別会計につい ては歳出決算、歳入決算、それぞれ全般を通じて質疑をします。 公営企業会計については、決算書全般について議員からの質疑に答える形でよろしいですか。 (「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 それでは次に、企画財政課長から、決算審査時には入札減少金と予備費に関する資料が提出されるとのことです。

企画財政課長からの説明があります。

立花企画財政課長。

- ○立花企画財政課長 失礼します。議員全員協議会においての決算審査会についてですが、当日、 資料内容について説明を行う予定はございませんが、決算審査会の参考資料といたしまして、 入札減少金等を活用した事業一覧、また予備費充用一覧を提出することとしております。 以上、全員協議会に係る資料の提出説明とさせていただきます。
- ○山下委員長 企画財政課長からの説明がありました。ここで執行部は退席といたします。どうも お疲れさんでした。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 先ほどの教育委員会の委員の件なんですけど、紙でっていうことだったんですが、ちょっと考えたら、ここのタブレットの中に、その事前に出してもらって、で、議会が終わったその直後にそれだけ下ろしてもらうことも可能ですよね。以前そういうことはあったんですけど、別の件で。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○金繁委員 ていうのが、考えたらかなり遠くからの議員さんいらっしゃるので、やっぱ事前に、 せっかく事前にって決めたのに事前になかなか取りに来られないかもしれんなと思って、それ やったら家で見られるようにしたほうがいいのかなと思って。はい、お聞きします。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 もちろんそれは可能です。で、ただ、その紙資料として、出したことについて、 先ほど話があったように、例えばタブレットに載せた場合に、印刷ができたりとか、そういう こともあるので、そういったことも踏まえてのことかなと思っていたので、再度その辺りにつ いてはまた協議をお願いしたいと思っております。
 - 以上です。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 もうそれは個人情報ですから、議員がね、守秘義務を守らないっていうことはないと思いますし、それは信頼していただくしかないと思いますけどね。

で、事前で渡す以上、やっぱり紙でもそれに違反しようと思う人はね、もし万が一いたら、同じ条件なので、特に紙にこだわる必要はないのかなと思います。

- ○山下委員長 ほかの委員の意見を伺います。 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 事前に、事前というか前に決まっとったということで、それに異論はないんですけど、その、このタブレット自体、情報が入っとっても外に出せない以上、紙でもデータでも一緒かなというふうに僕は思っています。
- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 今、意見あったんですけど、今まで紙ベースでやりよったいうのは、生年月日、年齢、住所とか書いとったんで、それが今、名前だけっていうことになっているんで、タブレットだけでもそんなに支障はないのかなと。

ただ、こういう人権擁護とか教育委員さんいうのは、誰がなったいうその情報、情報いうか、 それは後で消さんでもやっぱ知らんといけん情報なんで、タブレットでもいいんかなと思うん で、これはちょっと全協に諮って、みんなでもう一回確認しておいたほうがいいんじゃないか なと思います。議運だけじゃなくて。 〇山下委員長 鷹野副委員長からの意見で、そういう取扱いでよろしいですか。そしたら議長、全協で。協議お願いします。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退席)

○山下委員長 続きまして、その他です。

初日、10日は、第56号議案、一般会計補正予算(第6号)についての提案説明までにと どめ、質疑、討論、採決は最終日、17日とするということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、そのとおりにさせてもらいます。

服装については、申合せ事項のとおり、9月定例会は上着を着用しなくていい、ネクタイの 着用は自由ということでお願いします。

新型コロナウイルス対策について、前立てが設置してある演壇のみ、マスクを外して発言可、 休憩時に机等の消毒と換気を行うので、書類が飛ばないように注意。傍聴席については、距離 を空けて22席とし、22名を超える場合は議場前にテレビを設置するということです。

何か全般で通じて、何か意見があれば。

ちょっと諮っていなかったんですが、今回6名の一般質問の方がおられます。その中の内容について、何か皆さんちょっと見て、目を通してもろとると思うんですが、何か、これ何かっていうことがあればありませんか。

私が気づいたことは、以前から、一般質問は、数とか数字は、一般質問で聞くべきではない、 それまでに自分が調べて、その数についてどうだこうだ、どうであるという協議をするのが一 般質問で、まだ慣れない議員の方もおられますので、今回何人か、数を何名とかいくらだとか 聞いている人がおるんで、また今度、議長、朝礼のときに。今後、慣れていない人もおるんで、 今後そういう気をつけていただきたいということを言っていただければいいんではないかと 思いました。

はい、ほかに何かありませんか。

それでは、ないようですので、議会運営委員会を終わります。どうもお疲れさんでした。

委員長